

便利堂写真貸出利用規約（2014年6月1日改訂）

第1条 画像利用の申請

- 1 画像貸出利用の申請をする者（以下「申請者」という。）は、当社に対し、「便利堂写真借用申請書」（以下「申請書」という。）並びに画像被写体の所蔵者及び著作権者（以下「権利者」という。）から交付される利用許可書（写し）を提出しなければならない。
- 2 申請者が権利者から画像利用許可を得るにあたっては、予めそれらの者に対して画像の利用態様（放送、公衆送信、映画利用、CD/DVDへの複製など）、利用予定日等を説明し、具体的な画像利用について十分な理解を得なければならない。
- 3 当社は画像被写体について著作権、肖像権、商標権その他の権利を有しない。申請者がそれらの権利を有する者から利用許諾を受ける際、当社に支払う貸出料金とは別に、志納金、著作権料その他の金銭の支払いが必要となる場合がある。

第2条 画像利用許諾の範囲

- 1 当社から申請者に対してなされる画像の利用許諾は、特別の定めがない限り、申請書に記載された申請者が同記載の利用目的について1回限りの利用を許諾するものである。
- 2 利用期間は、利用許諾がなされた日から1年間とする。
- 3 次に掲げる利用をするにあたっては、新たに前条1項の申請をしなければならない。
 - (1) 申請者が利用許諾を受けた画像を申請書記載の目的とは別の目的で利用する
 - (2) 申請書記載の申請者以外の第三者が画像利用する
 - (3) 利用許諾後1年が経過した後も継続して画像利用する
- 4 当社が画像の利用許諾の可否を判断するにあたっては、権利者の意向を尊重するものとし、その利用目的が権利者にとって不適切なものである場合には利用許諾をしないことができる。
- 5 申請者は、利用許諾を受けた画像を違法な目的、公の秩序に反する目的その他社会通念上不適切な目的のために利用してはならない。
- 6 当社と申請者との間での画像の利用許諾により設定される権利は、特別の定めのない限り、日本国内における非独占的な利用権とする。

第3条 画像の貸出期間

画像の利用許諾に伴い、当社から申込者に対して貸し出される画像の貸出期間は3か月以内とする。ただし、申請者が予め当社に対し、3か月を超える旨を申し出て当社の承認を得た場合はこの限りでない。

第4条 貸出画像の形態

- 1 画像の貸出は、デジタルデータによるものとする。ただし、一部の画像については所蔵者との取り決めにより、カラープリントでの貸出となる場合がある。
- 2 申請者は、申請書により希望するデジタルデータのデータサイズを申し込むことができる。
- 3 画像データのダウンロード及びメール送信の方法による貸出をすることはできない。

第5条 画像の加工

申請者は貸出される画像データを加工・改変する事はできない。使用上やむなく、加工・改変を施す予定のある場合は具体的な内容を明示し予め権利者の許諾を得なければいけない。

第6条 画像の確認

- 1 申請者が画像の貸出を受けたときは、遅滞なく、その画像が申込内容と合致するか、画像に破損等の不備がないかについての確認するものとする。
- 2 申請者は、前項の確認により不備を発見したときは、画像の貸出の日から1週間以内に当社に申し出るものとする。
- 3 申請者による確認の有無、程度にかかわらず、上記申し出が貸出の日から1週間を経過しても当社になされなかった場合は、画像の内容と申込内容に相違がなく、不備がないものとみなす。その場合において当社は当該画像に関して一切の責任を負わない。

第7条 表示事項

申請者が画像を出版物、放送、公衆送信、映画利用、その他利用態様如何に関わらず、作品名、作家名、所蔵先名、著作権者名、所定のクレジット、「写真提供 株式会社便利堂」の文字とともに、許可なく画像を複製することは禁止されている旨を明示しなければならない。

第8条 見本の提出

申請者は、画像を利用した場合、当社に対し、ただちに画像を用いた印刷物その他の複製物の見本又は画像の利用実態がわかるものを2部提出しなければならない。

第9条 貸出媒体の返却

- 1 申請者は、貸し出されたCD-Rその他のデジタル媒体及びポジフィルム、プリント等（以下「貸出媒体」という。）を利用した後、速やかに、申請者の送料負担で、当社に対してそれらを返却するものとする。
- 2 申請者は、画像の利用の際に保管された画像データ、中間生成物等を厳重に管理しなければならない。
- 3 前項の画像データ、中間生成物等は、利用終了後ただちにすべて消去、廃棄するものとし、利用終了後にこれを保持することはできない。
- 4 申請者が、貸出期間を過ぎても当社に貸出媒体の返却をしないときは、当社に対し、1画像あたり金50,000円（税抜）の違約金を支払うものとする。

第10条 貸出媒体の紛失

申請者は、その原因にかかわらず、貸出媒体を損傷又は紛失した場合には、当社に対し、1画像あたり金50,000円（税抜）の補償料を支払うものとする。

第11条 目的外利用などの禁止

- 1 本規則2条1項に定める利用許諾の範囲を超えた利用がある場合及び本規則に違反し、又は違反するおそれがある場合には、当社は、目的外行為などを行った者に対して、以下の請求をなすことができる。
 - (1) 当社は、目的外利用などを行った者に対して、画像の利用許諾を取消することができる。
 - (2) 当社は、目的外利用などを行った者に対して、申請者の画像利用を差し止めることができる。
- 2 当社は、目的外行為などを行った者に対して、利用許諾の規定料金の2倍金額の違約金を請求することができる。

第12条 関連法規の遵守

申請者が画像を利用するにあたっては、著作権法その他の関連法規を遵守しなければならない。

第13条 支払条件

- 1 画像貸出料金については、当社発行の請求書に基づき、請求日より、30日以内に当社指定の銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は申請者の負担とする。
- 2 貸出料金は、当社規定によるものとする。ただし、当社と権利者との間での取り決めにより、貸出料金が当社規定と異なることがある。
- 3 申請者が日本国外から振込をする場合においては、申請者は、銀行手数料として貸出料金とは別に一律金5,000円の支払いをするものとする。
- 4 申請者と請求書の宛先が異なる場合は予め申請書に明記をしなければならない。
- 5 貸出料金について1項の支払期限内に支払いがない場合は、申請者と被請求者が異なる場合であっても、申請者が貸出料金の支払いをしなければならない。
- 6 申請者が貸出料金について、1項の支払期限内に支払いをしなかった場合は、当該申請者の以後の申請においては、申請者が事前に貸出料金の支払いをしなければ当社は画像の貸出を行わないものとする。
- 7 申請者が申請してからデータ貸出までの期間を1週間未満と指定した場合においては、当社は、申請者に対し、その処理の難易に応じて別途特急料金を請求することがある。

第14条 次回以降の利用許諾

申請者が本規則に定める事項に違反した場合は、次回以降の利用許諾をしない場合がある。

以上